

保存剤等 (H12 日本コンタクトレンズ協会)

「適合マーク」

対象:コンタクトレンズ用洗浄剤、保存剤、洗浄保存剤、溶解液(医薬品、医薬部外品、化粧品、器具及び器械は除かれる)

成分組成:薬局方等で安全性が確認されているもの

製品表示規定:表 14 参照

- ・組合せて販売されるとき、表面積が小さい製品の特例、直接の容器・被包の最低限記載事項、邦文記載事項等に関しても規定されている
- ・アルミ包剤は内袋として扱い表示の対象ではなく、表示規定は設けられていない。申請会社の責任において誤使用を防ぐ等の配慮から検討することとされている。
- ・審査申請書作成の手引きの中にケア用品表示事項チェックリストが作成されている。
- ・表示事項を満足できない製品を申請する場合(表示面積が小さいため等)、申請者の考えを記した文書の提出が求められている。

⑪ウェットワイパー類の安全衛生自主基準

(S61～、H6 改正 日本清浄紙綿類工業会)

ウェットワイパー類の容器と表示について

「適合マーク」

対象:ぬれティッシュ(身体の手・皮膚等の清浄)、紙おしぼり・お手ふき(手指等の清浄)。

医薬品・医薬部外品・化粧品を除く

製品表示規定:表 14参照

⑫酸化・非酸化染毛剤/脱色・脱染剤の使用上の注意(自主基準)

(H13 日本ヘアカラー工業会染毛剤懇話会)

ヘアカラーリング用製品中には、薬事法上、化粧品に分類される染毛料(酸化染毛料、毛髪着色料)と医薬部外品に分類される染毛剤(永久染毛剤:酸化染毛剤・非酸化染毛剤、脱色剤・脱染剤)がある。薬事法による表示事項の規定の他、医薬部外品である酸化染毛剤、非

酸化染毛剤、脱色剤・脱染剤については、使用上の注意に関する自主基準が定められている。(表 14 参照)

⑬パーマメント・ウェーブ用剤使用上の注意  
自主基準

(H12 日本パーマメントウェーブ液工業組合)

パーマメント・ウェーブ用剤は薬事法により医薬部外品に指定されており、製品記載事項として「医薬部外品」の文字等の8項目が規定されている。使用上の注意については、厚生省通知「コールドパーマメント・ウェーブ用剤の使用上の注意について」(S41)で基本的な事項が示されているが、近年のパーマ剤の多様化に対応し、より安全性を確保するために自主基準が作成されている。(表 14 参照)

⑭日本エアゾール協会の自主基準

エアゾール製品の中でも、高圧ガスでない窒素や炭酸ガスを噴射剤として使用している製品は、高圧ガス保安法の適応を受けないため、この自主基準に従う。表 15 に示すように各種家庭用品に関わっており、それぞれの自主基準にも引用されている。

表 15 に製品群と該当法律、自主規制をまとめた。

## 2. 市販製品の表示内容調査

### 1) 殺虫剤類

試買等により収集した製品の内訳を該当する法律と併せて、表 16 に示す。

各製品の表示内容に関して、該当法律(農薬取締法、薬事法)、自主基準で規定されている項目・内容・表示法とその他独自の表示事項等に分けてまとめたものの一部を表 17 に示す。ここでは「使用上の注意」「保管・取扱上」の一部を示しているが、その他「製品の特長」「使用方法」等に関する記載内容、表示方法のほか表示内容の記載場所についても調査した。これらの情報・内容は、今後データベ

一ス化し、蓄積・保存していくため、中毒情報センターが有する既存のデータベース(製品情報に関するDB:製品の用途・性状・外観、含有成分・組成、毒性、法的規制事項、他や受信記録に関するDB:事故発生状況等)とリンクすることが可能なように製品共通の管理CDを付加した。

生活害虫用殺虫剤 17 品目(防虫剤除く、エアゾール製品除く)についてみると、生活害虫マークがある製品は 17 品目中 11 製品であった。最終包装品(外装等をはがしたものに会社名、製品名が記載されているものは7製品のみであり、最終包装品で成分名が確認できるものは容器等に直接印刷または容易に剥がすことができないシールに表示されている 3 製品のみであった。にもかかわらず、製品表示のある包装等を保存する旨の表示がなされている製品は無かった。

自主基準に「誤って飲み込んだ場合等は商品名、成分名を告げて受診との」規定があるが、本体に会社名・商品名が記載されている製品であっても、なかには外箱の商品名と一部異なるものがあった。

箱の側面あるいは上部に十分な表示場所があるにもかかわらず、使用上の注意等が箱の底部に記載されている製品もあった。

## 2) 洗剤・洗浄剤類、漂白剤

試買等により収集した製品の内訳を該当する法律と併せて、表 18 に示す。各製品の表示内容に関して、殺虫剤類と同様に品表法、自主基準で規定されている項目・内容・表示法とその他独自の表示事項等に分けてまとめたものを表 19 に示す。

洗剤・洗浄剤類は、品表法の指定品目であるが、界面活性剤を全く含まず炭酸水素ナトリウムを主成分とする台所用洗剤やオレンジオイルや溶剤を主成分とする住宅用洗剤等があった。これらも表示方法は品表法に準じていたが、使用上の注意については独自の内容であ

った。

## D. 考察

家庭用品は多種多様であり、製造から貯蔵、運搬、販売、使用、さらに製造段階で発生する廃棄物の処理、製品使用後の廃棄に至るまで様々な法律の適用を受けている。それぞれの法律は各段階で必要な規制を行い、製造者等の責任を明確にした上で、品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、危害の発生を防止するとともに、国民の健康を確保している。

家庭用品の製品表示全般に係る法律という点では、複数の法による多重規制を排除するという観点からも、薬事法や農薬取締法に該当するものを除くと、品表法以外にはないが、家庭用品は生活様式の変化や技術革新等により、日々多くの新製品が一般消費者の用に供されており、これだけで全てを網羅することは難しい。そのため、各業界団体により自主規定が作成されている。洗剤・洗浄剤類に絞っても全製品について該当する自主基準がある訳ではなく、製品表示については、各社の自由裁量に任されている。そのため、商品ごとに表示項目、内容等が異なっているのが現状である。

自主基準については、生活害虫用殺虫剤やコンタクトレンズケア用品のように、現状では法規制対象外であっても関係業界団体により自主基準が作成され、検討を重ね改訂されている製品群もあるが、自主基準があったとしても、製品表示項目名のみ程度の規定で、使用上の注意に関する具体的内容等の規定はなく、各事業者の判断に委ねられている場合もある。

一方、薬事法や農薬取締法に該当する一部家庭用品については法律による規制をふまえた上で、「医薬品殺虫剤等の添付文書(製品表示)作成のガイドライン」や「家庭園芸農薬表示要領」のように業界団体の自主基準が作成

され、さらに詳細に、あるいは具体的にいろいろな被害事故を想定して使用上の注意事項等の内容が規定されている製品群もある。

今回、製品表示の実態を調査するために収集した市販製品は市場に出回っている製品のごく一部であるが、その中でも品表法の対象品目でありながら、成分からみて該当しないものや、新しい用法・用途の洗剤・洗浄剤類が含まれていた。

生活害虫用殺虫剤のように業界団体による自主基準が作成されている製品群でも、未登録品や業界団体に加盟していない会社の製品では、規定されている項目が表示されていない製品もあった。また、規制緩和推進のため、特に自主基準は各社の責任のもと製品特性に応じ、工夫・変更が推奨されており、自主基準規定内容であっても表示されていないものもみられた。自主基準に「誤って飲み込んだ場合等は商品名、成分名を告げて受診」との規定があり、本体に会社名・品名が記載されているにもかかわらず外箱の製品名と一部異なる製品もあった。市中に出回っている家庭用品の数は膨大であり、同一用途の製品であれば酷似した名称の製品が存在する場合も多く、せつかくの製品表示規定が生かされていない例と思われる。表示事項を満足できない製品を申請する場合、申請者の考えを記した文書の提出を求めている自主基準もあるが、自主基準をどこまで遵守するかは、あくまで事業者の判断にまかされている現状である。

薬事法に該当せず、該当する自主基準もないと思われる製品で、独自に添付文書を作成している製品があった。添付文書の内容の大部分は外箱に記載されている内容と変わらなかったが、安全性として急性経口毒性、皮膚刺激性試験、発癌性試験の結果等が記載されており、一般消費者に、かえって誤解を与えるのではないかと懸念される。

通常使用では剥がすことはないものの、外装が容易に剥がれるにもかかわらず、本体には

製造番号しか記載されていない製品も見受けられた。十分な表示面積が確保できるにもかかわらず表示されていないのは製造者サイドの都合によるものではないかと考えられる。

今回の調査だけでは、これらが誤使用、被害事故に係わっているかは不明であり、類似製品も含め製品表示と健康被害の発生状況との関連性を検討していかねばならない。

市販製品の表示情報については、今後さらに収集し、データベース化していく予定である。「家庭用洗浄剤・漂白剤等の警告表示のあり方について(ガイドライン)」に示されているように表示内容を検討する際に重要と思われる要素として関連する法規制、業界団体の自主基準の他に、1. 当該製品に含有される物質の生物学的・化学的安全性、2. 当該製品で想定される危険の事前評価(濃度、液性、使用方法、用途・使用対象物、使用場所・保管場所、使用者から考慮すべき危険の評価、移し変え時に発生する危険の評価、品質劣化防止のための注意事項)、3. 類似・関連製品の事故事例や海外製品の表示の調査と評価等がある。JPIC の既存 DB とリンクさせることによって、製品に含有される物質の毒性情報、他の製品情報(剤型、用途、使用法、成分・組成、法的規制事項等)及び類似・関連製品も含めた事故発生状況と関連付けることも可能である。それにより製品表示内容を評価するだけでなく、製品表示作成手順を含むシステムの開発に繋がると思われる。

#### 参考資料

- ・東京都健康局ホームページ食品医薬品安全部薬事監視課 薬事法の表示規制  
<http://www.kenkou.metro.tokyo.jp/yakuji/kansi/cm/top.html>
- ・経済産業省製造産業局「化学物質管理促進法(PRTR法)」のホームページ  
[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/)

表1 家庭用品に関わる該当法律の概要

法令	対象	概要	担当省庁
家庭用品品質表示法	対象品目：繊維製品35、合成樹脂加工品8、電気機械器具17、雑貨工業品30	対象品目の指定。表示の標準、表示事項、遵守事項。事業者に対し「指示」、「公表」。罰則をもって強制する「適正表示命令」「強制表示命令」。立入検査、報告徴収。	経済産業省
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	規制対象物質 17物質、規制対象家庭用品 25物質	物質指定、含有量・溶出量、容器被包の基準設定。立入検査、回収命令、販売禁止。	厚生労働省
消費生活用製品安全法	PSCマーク(国による規制) 5品目。SGマーク(自主規制(財)製品安全協会 自主規制) 127品目	国による規制(特定製品の指定・技術上の基準制定、回収・販売禁止、危害防止命令)と民間の活動の促進(認定、基準作成、被害者救済制度、指導、情報提供)。	経済産業省
製造物責任法(PL法)	製造又は加工された動産	製造物責任、損害賠償	内閣府
食品衛生法	器具および容器包装、おもちゃ、洗剤、(食品、添加物)	規格・基準の制定。監視	厚生労働省
薬事法	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具	各段階における様々な承認・許可制度、監視制度(医薬品、化粧品等の製造業の許可、医薬品製造・輸入承認他)。立入検査。表示広告の監視・指導。罰則規定	厚生労働省
農薬取締法	家庭園芸用を含む農薬全て	規格制定。登録制度。製造・加工・輸入、販売に関する規制。販売制限・禁止。使用規制。指導・監視。罰則規定	農林水産省
肥料取締法	普通肥料	規格の公定、登録、検査。	農林水産省
毒物及び劇物取締法	特定毒物(13物質)、毒物(約150物質)、劇物(約500物質)	製造・輸入・販売登録。製造、貯蔵設備基準制定。貯蔵方法、表示、譲渡手続等の規制	厚生労働省
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	第一種特定化学物質(11物質) 第二種特定化学物質(23物質) 指定化学物質(約700物質)	新規化学物質の事前審査。指定(特定)物質の指定。製造・輸入規制。取扱い方法の指導・助言	厚生労働省、経済産業省、環境省
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)	第1種指定化学物質(PRTRとMSDSの対象、354物質)。第2種指定化学物質(MSDSの対象、81物質)	対象物質指定。排出状況等のデータの把握・公表。対象化学物質のMSDS提供の義務化。罰則規定	厚生労働省、経済産業省、環境省
消防法	危険物運搬容器、防災対象物品(カーテン、じゅうたん等)、危険物施設、消防用機械器具等	性能・施設・運搬等基準制定。認証制度。検査。措置命令。罰則規定。	総務省
高圧ガス保安法(旧 高圧ガス取締法)	高圧ガス容器。エアゾール製品	基準制定、許可・届出。検査。製造・移動・消費・容器他の規制	通産省

#### E. 結論

家庭用化学製品の表示の根拠となる法律、自主基準の製品表示に関する規制項目、内容を調査し、市販製品の表示と比較した。

家庭用品品質表示法の指定品目は限られている。一方、広い意味での製品表示内容を義務付ける法律では家庭用品は対象外となっている。過去に重篤な被害事故が発生している製品群や現状では法規制の対象外である製品群については自主基準が作成されているが、全てを網羅しているわけではなく、既存の法律・自主基準には該当しないと思われる製品では、製品ごとに表示項目や表示内容が異なっていた。一方、自主基準規定内容であっても表示されていないものがみられた。

今回の調査だけでは、製品表示の違いが誤使用、被害事故に係わっているかは不明であり、今後、製品表示と健康被害の発生状況との関連性を検討し、製品表示内容を評価する必要がある。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

予定なし

#### H. 知的所有権の出願・登録状況

なし

表2 家庭用品品質表示法 雑貨工業品の品質表示

品目		表示事項					付記事項								
成分	液性	用途	正味量	使用量の目安	使用上の注意	表示者名	住所又は電話番号	成分	液性	用途	正味量	使用量の目安	使用上の注意	表示者名	住所又は電話番号
合成洗剤(研磨材を含むもの及び化粧品を除く。)、洗濯用又は台所用の石けんと及び住宅用又は家具用の洗剤(研磨材を含むものを除く。)	液性														
衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤	液性														
台所用、住宅用又は家具用の洗剤(研磨材を含むものに限る。)	液性														
その他の磨き剤															
住宅用又は家具用のワックス	種類														
塗料	成分														
接着剤(動物系のもの及びアスファルト系のものを除く。)	成分														

表3 家庭用品品質表示法 特別注意事項:

合成洗剤(酸性タイプ)、住宅又は家具用の洗剤(酸性タイプ、塩素系)、衣料用・台所用・住宅用の漂白剤(塩素系)、クレンジング剤の「塩素ガス発生試験」において塩素ガスを1.0ppm以上発生するものについて表示しなければならない。  
表示場所: 容器毎に商品名と同一面の目立つ箇所に、各事項を隣接して表示する。

酸性タイプ

まぜるな危険
酸性タイプ

塩素系の製品と一緒に使う(まぜると有害な塩素ガスが出て危険である旨)

塩素系

まぜるな危険
酸性タイプ

酸性タイプの製品と一緒に使う(まぜると有害な塩素ガスが出て危険である旨)  
○目に入ったときは、すぐに水で洗う旨  
○子供の手に触れないようにする旨  
○必ず換気を良くして使用する旨

表4 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の規制基準(抜粋)

	規制対象家庭用品	有害物質	基準
ア	住宅用洗剤で液体のもの	塩化水素、硫酸	酸の量として10%以下で、かつ所定の容器強度を有すること
イ	家庭用エアゾル製品	塩化ビニル	検出せず
ウ	家庭用エアゾル製品	メタノール	5%以下
エ	家庭用洗剤で液体のもの	水酸化カリウム、水酸化ナトリウム	アルカリの量として5%以下で、かつ所定の容器強度を有する
オ	家庭用エアゾル製品、家庭用洗剤	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	0.1%以下
カ	家庭用接着剤、家庭用塗料、家庭用ワックス、くつ墨、くつクリーム	トリフェニル錫化合物、トリブチル錫化合物、有機水銀化合物	検出せず
キ	靴下どめに使用される接着剤	ホルムアルデヒド	75ppm以下

基準に適合しないものは販売・授与が禁止される。

(第4条、施行規則別表第1)

ア～キ:有害物質の含有量、溶出量、発散量に関する基準

ア、エ:容器、被包に関する基準

表5 薬事法による医薬品の表示規制

表示事項	日本薬局方医薬品	日本薬局方外医薬品
1 製造業者又は輸入販売業者の氏名・名称及び住所	○	○
2 名称	日本薬局方で定められた名称(販売名付記の場合は、販売名と同等程度明瞭に表示する)	○
3 製造番号又は製造記号	○	○
4 重量、容量又は個数等の内容	○	○
5 「日本薬局方」の文字及び局方で定められた事項	○	
6 法第42条の基準で定められた、貯法、有効期間等の事項	基準で定められた医薬品	基準で定められた医薬品
7 有効成分の名称及びその分量		○
8 「注意—習慣性あり」の文字	厚生労働大臣の指定する習慣性医薬品	厚生労働大臣の指定する習慣性医薬品
9 「注意—医師等の処方せん・指示により使用すること」の文字	厚生労働大臣の指定する要指示医薬品	厚生労働大臣の指定する要指示医薬品
10 使用の期限	厚生労働大臣の指定する医薬品	厚生労働大臣の指定する医薬品
11 「製造専用」の文字	施行規則第53条の2第1号に規定する医薬品	施行規則第53条の2第1号に規定する医薬品
12 「記」の文字	施行規則第11条の4第1項に基づき厚生大臣の指定する医薬品	施行規則第11条の4第1項に基づき厚生大臣の指定する医薬品
13 外国製造承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに国内管理人の氏名及び住所	法第19条の2の規定による承認を受けた医薬品	法第19条の2の規定による承認を受けた医薬品
14 用法、用量その他使用及び取り扱い上の必要な事項、局方、基準で定められた事項	添付文書又は容器、被包のいずれかに行う	添付文書又は容器、被包のいずれかに行う
15 黒地に白わく、白字をもって、その品名及び「毒」の文字	厚生労働大臣の指定する毒薬	厚生労働大臣の指定する毒薬
16 白地に赤わく、赤字をもって、その品名及び「劇」の文字	厚生労働大臣の指定する劇薬	厚生労働大臣の指定する劇薬
17 明瞭な記載義務	○	○
18 邦文記載	法第50条～52条までの事項	法第50条～52条までの事項
19 記載禁止事項 ・虚偽若しくは誤解を招く事項 ・承認外の機能効果 ・保健衛生上危険がある用法、用量若しくは使用期間等	○	○

表1～13、15、16は医薬品の直接の容器に必要な表示

直接の容器に表示する事項が外部の容器又は外部の被包を透かして容易に見ることができないときは、その外部の容器又は外部の被包にも、同様の事項が記載されていなければならない(薬事法第51条)。

注:「○」は表示が必要な項目を示し、空欄は該当しないことを示す。

表6 薬事法による医薬部外品・化粧品・医療用具の表示規制

表示事項	医薬部外品	化粧品	医療用具
1 製造業者又は輸入販売業者の氏名又は名称及び住所	○	○	○
2 「医薬部外品」の文字	○	—	—
3 名称	○	○	—
4 製造番号又は製造記号	○	○	厚生労働大臣の指定するもの
5 重量、容量又は個数等の内容	○	○	厚生労働大臣の指定するもの
6 成分の名称	厚生労働大臣の指定する成分を含有する医薬部外品	配合されている全成分	—
7 使用の期限	厚生労働大臣の指定する医薬部外品	厚生労働大臣の指定する化粧品	厚生労働大臣の指定するもの
8 法第42条の基準で定められた事項	基準の定められた医薬部外品	基準の定められた化粧品	基準で定められたもの
9 外国製造承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに国内管理人の氏名及び住所	○	○	外国製造承認医療用具
10 有効(医療用具は歯科用金属を組成する)成分の名称及びその分量	厚生労働大臣が指定する医薬部外品	—	歯科用金属(省略可能な場合あり)
11 承認番号(承認を要しないものにあつては許可番号)	—	—	○
12 用法用量その他使用及び取扱上の必要な注意事項、基準で定められた事項(医療用具は使用方法その他使用及び取扱上の必要な注意)	添付文書又は容器、被包のいずれかでよい。	添付文書又は容器、被包のいずれかでよい。	原則全ての医療用具:添付文書又は容器、被包のいずれかでよい。
13 保守点検に関する事項	—	—	厚生労働大臣の指定するもの
14 法第42条第2項により基準が定められたものにあつては、定められた事項	—	—	基準で定められたもの
15 厚生労働省令で定める事項	—	—	○
16 明瞭記載義務	○	○	○
17 邦文記載	○	○	○
18 記載禁止事項 1. 虚偽若しくは誤解を招く事項 2. 承認外の効能・効果 3. 保健衛生上危険がある用法、用量若しくは使用期間	○	○	○

注:「○」は表示が必要な項目を示し、「—」は該当しないことを示す。

医薬部外品・化粧品の表示について

1～10が医薬部外品の直接の容器に必要な表示

1, 3～9が化粧品の直接の容器に必要な表示

なお、直接の容器に表示する事項が外部の容器又は外部の被包を透かして容易に見ることができない時は、その外部の容器又は外部の被包にも、同様の事項が記載されていなければならない(薬事法第60条、第62条準用同)

医療用具の表示について

・1, 4, 5, 7～10は医療用具自体又は直接の容器若しくは直接の被包に必要な表示

・11は医療用具自体、直接の容器若しくは直接の被包又は添付文書に記載する必要がある表示。直接の容器又は直接の被包が小売りのために包装されており、承認番号(許可番号)が外部から容易に確認できないときは、外部の容器又は被包にも承認番号(許可番号)を記載すること

・12～15は添付文書又は容器若しくは被包に記載する必要がある表示

・通知によって基準が定められたものについては、基準に定める表示事項を遵守すること。



表7 殺虫剤の種類による対象害虫と法規制及び自主規制

殺虫剤の種類	害虫	害虫例	法規	自主規制
衛生害虫用殺虫剤 (防疫害虫用殺虫剤)	衛生害虫	疫病の媒介などにより人間・動物に被害を及ぼす害虫	薬事法による承認制度(医薬品、医薬部外品)	
不快害虫用殺虫剤	不快害虫	被害は及ぼさないが不快な感じを与える虫		生活害虫防除剤協議会自主基準(登録マーク)
防虫剤	衣料害虫	衣類を食べたりして被害を及ぼす害虫		防虫剤の表示に関する公正競争規約(防虫剤公正取引協議会)
木材保存剤	木材害虫	木材を加害する害虫		生活害虫防除剤協議会自主基準(登録マーク) 日本しるあり対策協会の認定制度(認定番号交付)
家庭園芸用殺虫剤	園芸害虫	植物を食べたり汁を吸ったりして被害を及ぼす害虫	農薬取締法による登録制度	家庭園芸農薬表示要領(緑の安全推進協会)
農薬	農業害虫	農作物を食べたり汁を吸ったりして被害を及ぼす害虫	農薬取締法による登録制度	
貯殺害虫用殺虫剤	貯殺害虫	貯蔵している穀物を食べたり汁を吸ったりして被害を及ぼす害虫		
動物外部寄生用殺虫剤	動物外部寄生害虫	疫病の媒介などにより動物に被害を及ぼす害虫	薬事法による承認制度(医薬品、医薬部外品)	

表8 農薬取締法の規制表示項目

製造(輸入)業者の農薬の表示(第7条)

容器に次の事項を表示しなければならない

- 1 登録番号
- 2 公定規格に適合する農薬にあつては、「公定規格」という文字
- 3 登録に係る農薬の種類、名称、物理的・化学的性状。有効成分とその他の成分との別に各成分の種類及び含有量
- 4 内容量
- 5 登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法
- 6 該当する農薬ではそれぞれ、「作物残留性農薬」、「土壌残留性農薬」又は「水質汚濁性農薬」という文字
- 7 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
- 8 水産動植物に有毒な農薬については、その旨
- 9 引火、爆発、皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
- 10 貯蔵上又は使用上の注意事項
- 11 製造場の名称及び所在地
- 12 最終有効年月

表9 肥料取締法の規制表示項目(生産(輸入)業者保証票(第17条))

- 1 生産業者保証票又は輸入業者保証票という文字
- 2 肥料の種類及び名称(仮登録、指定配合肥料の場合には肥料の名称)
- 3 保証成分量(第4条第1項第3号に掲げる普通肥料にあつては、その種類ごとに農林水産大臣が定める主要な成分の含有量)
- 4 生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所
- 5 生産し、又は輸入した年月
- 6 生産業者にあつては生産した事業場の名称及び所在地
- 7 正味重量
- 8 指定配合肥料以外の肥料にあつては、登録番号又は仮登録番号
- 9 第25条ただし書の規定により異物を混入した場合にあつては、その混入した物の名称及び混入の割合
- 10 仮登録を受けた肥料又は指定配合肥料にあつてはその旨の表示
- 11 その他農林水産省令で定める事項

表10 毒物及び劇物取締法

容器及び被包の表示事項

- 1 「医薬用外毒物」(黒地に白色文字)、「医薬用外劇物」(白地に赤色文字)
- 2 毒物または劇物の名称
- 3 毒物または劇物の成分およびその含量
- 4 厚生労働省令で定める毒・劇物については、省令で定めるその解毒剤の名称
- 5 毒・劇物の取扱いおよび使用上とくに必要と認めて、厚生労働省令で定める事項

貯蔵・陳列場所の表示

(毒・劇物営業者、特定毒物研究者、毒・劇物取扱業者)

貯蔵し・陳列する場所に「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の文字を表示する

表11 MSDS制度

対象となる化学物質は、法律上「第一種指定化学物質」及び「第二種指定化学物質」として定義されている。

「第一種指定化学物質」 PRTRの対象	354物質	・うち特定第一種指定化学物質は12物質 ・対象物質1%以上含有の製品(質量ベース) ・特定第一種指定物質0.1%以上含有の製品(質量ベース)
「第二種指定化学物質」	81物質	・対象物質1%以上含有の製品(質量ベース)
合計	計435物質	

特定第一種指定化学物質: 第1種のうち、届出対象となる要件(取扱量及び製品中の含有率)が異なる

MSDS大項目

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| 1. 製品および会社情報     | 9. 物理的および化学的性質 |
| 2. 組成・成分情報       | 10. 安定性および反応性  |
| 3. 危険・有害性の要約     | 11. 有害性情報      |
| 4. 応急処置          | 12. 環境影響情報     |
| 5. 火災時の措置        | 13. 廃棄上の注意     |
| 6. 漏出時の措置        | 14. 輸送上の注意     |
| 7. 取り扱いおよび保管上の注意 | 15. 適用法令       |
| 8. 暴露防止および保護措置   | 16. その他の情報     |

表12 自主基準表示規定項目一覧表(殺虫剤類)

自主基準表示規定項目		家庭園芸農薬表示要領	
医薬品殺虫剤等の添付文書(製品表示)作成のガイドライン(自主基準)	防虫剤の表示に関する公正競争規約	家庭用生活害虫防除剤の自主基準	家庭園芸農薬表示要領
日本家庭用殺虫剤工業会	防虫剤公正取引協議会	生活害虫防除剤協議会	緑の安全推進協会、農薬工業会
添付文書又は外部(直接)の容器・被包	容器または包装(困難な場合容易に離れない下げ札)	直接の容器、被包、外包装	容器、容器から剥奪しない票せん
文字サイズ規定	有り	有り	有り(その他、書体・行間)
強調方法	ゴシック体、図表、イラスト、重要事項を前に	一部(安全使用の注意事項)有り	注意喚起マーク、文字サイズ、太字、色分け
表示例	剤型別に医薬品8例、医薬部外品10例	有り	
表示規定項目	改訂年月日、改訂箇所(添付文書のある場合)	代表製剤として乳剤、粉剤、エアゾール	長尺ラベルの表示事項
添付文書(製品表示)の必読・保管		製造業者等の氏名(名称)及び住所	デザイン部分
販売名・薬効名		商品名	登録番号
製品の特徴		製造番号・記号	農薬の種類名
使用上の注意		内容量	商品名
共通(医薬品殺虫剤・同一製品群)の注意事項/効能・効果・用法・用量、副作用、剤形・形状からみて必要な事項/保管・取扱い上の注意事項		有効成分等の名称	成分
・してはいけないこと		用法用量	性状
・相談すること		適用害虫	内容量
・その他の注意事項		使用・取扱い、保管等に関する注意事項	消滅表示
・保管及び取扱い様、標識上の注意		各種関連法令等に基く注意事項	適用種類
・記載順序は左のとおり、項目名:枠囲い等目立つ		予見される事故等に関する適切な指示・警告	図形・キヤッチコピー等
・その他の注意			その他農薬取締法上の記載項目(社名、製造地、最終有効年月)
・効果又は効果			安全使用上の注意の細
・用法・分量			人畜への毒性に関する注意
・消費者相談窓口			その他使用時の安全性に関する注意
製造(輸入・販売)業者名及び住所			急性毒性、中毒に関する注意
			空容器等に関する注意
			家畜、蛋に関する注意
			登録(販売)会社名・所在地
			最終有効年月
			消滅表示
			外装の表示事項
			登録番号
			商品名
			適用種類
			内容量
			登録(販売)会社名・所在地
			最終有効年月
			消滅表示

表13 自主基準表示規定項目一覧表(洗淨剤類)

表示場所	家庭用品品質表示法表示規定の改正に伴う業界統一表示について	家庭用品品質表示法表示規定の改正に伴う業界統一表示について	家庭用カビ防止剤の自主基準	家庭用シミ抜き剤の自主基準	柔軟仕上げ剤の品質表示 自主基準
文字サイズ規定	洗淨剤・漂白剤等安全対策協議会	洗淨剤・漂白剤等安全対策協議会	家庭用カビ取り・防カビ剤等協議会	全国化学工業薬品団体連合会他	日本石けん洗剤工業会
強調方法	容器、外箱等の裏面(表面は品表法に従う)	容器、外箱等の裏面(表面は品表法に従う)		無し	容器又は包装(各項目の場所指定無し)
表示例	無し	無し		無し	無し
	警告表示: 絵表示	警告表示: 絵表示	エアゾール	無し	
	住宅用・カビ取り用・排水パイプ用洗淨剤(塩素系)、トイレ用洗淨剤(酸性)、台所用・衣料用漂白剤(塩素系)	住宅用・カビ取り用・排水パイプ用洗淨剤(塩素系)、トイレ用洗淨剤(酸性)、台所用・衣料用漂白剤(塩素系)		無し	
表示規定項目	必ず使用前に表示をよ く読む	正面又は側面の目立つ場所	家庭用カビ防止剤	製造(輸入・販売)業者の氏名又は名称及び所在地	品名 成分 用途 正味量・計量法 使用量の目安 使用上の注意 用途外に使用しない 子供の手の届くところに置かない
	用途	A群	含有率10%以上のものは種類の名称を表示	品名	正味量・計量法
	使用方法		特に食品、食器類、衣類、ニス塗り床、おもちゃ等には適しない旨付	製造番号・記号	使用上の注意
	使用量の目安	B群	スプレーでは、使用面の適切な距離を表示	内容量	用途外に使用しない
	使用上の注意		スプレーは、押し回数 or 平均時間 / m <sup>2</sup>	含有成分名	子供の手の届くところに置かない
	応急処置	C群	氏名又は名称及び住所または電話番号	用途	万一飲み込んだり又は目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談する
	会社名、住所、電話番号		表示者	使用方法	他
	品名		氏名又は名称及び住所または電話番号	使用上の注意	表示者の氏名又は名称及び住所または電話番号
	成分			使用上の注意	
	液性			換気をよくして使用する	
	容量	表示場所は自由		できるだけ吸引しない	
	A/B/C群の順序は自由			子供の手に触れないようにする	
	使用上の注意事項: 使い方の順又は重要度順				
	応急処置: 重要度順				
	警告表示				
	1) 危険回避のため警告表示				
	目に入る事故	目に注意の絵表示			
	誤って飲む・食べる事故	子供に注意の絵表示			
	皮膚に接触する事故	必ず換気の絵表示			
	吸入などによる事故	併用不可の絵表示			
	予見される誤使用の事故	併用不可の絵表示			
	2) 事故発生時の応急処置に関する表示				
	皮膚に接触する事故				
	吸入などによる事故				

表14 自主基準表示規定一覧(その他)

一般消費者用芳香・消臭・脱臭剤	コンタクトレンズ用洗浄剤・保存剤・洗浄保存剤等に関する安全自主基準	ウェットワイパー類の自主基準	酸化・非酸化染毛剤/脱色・脱染剤の使用上の注意(自主基準)	パーマネット・ウェーブ用剤使用上の注意自主基準	
芳香消臭脱臭剤協議会	日本コンタクトレンズ協会	日本清浄紙綿類工業会	日本ヘアカラー工業会	日本パーマネットウェーブ液工業組合	
容器又は包装の見やすい箇所	購入前、保管上の注意は外装に別途記載有り	最終製品の容器・被包		添付文書又は容器・被包	
文字サイズ		無し		無し	
規定		無し		無し	
強調方法	重要事項を前方に、図表・イラスト等の工夫、ゴシック体等	無し			
表示例	剤型等により13例、エアゾール製品	無し	染毛剤		
表示規定項目	製品名	直接及び外部の容器又は被包	(使用上の注意に関する事項のみ)	(使用前の注意事項のみ)	
	品名	表示事項の必読、添付文書の保存	次の方は使用しないで下さい	使用前の注意事項	
	用途	使用方法の遵守	使用前の注意	操作中の注意事項	
	成分	自動車用等	コンタクトレンズの取扱い	使用時の注意	保管および取扱い上の注意事項
		有効成分、他の主要成分	販売名	使用後の注意	その他の注意事項
	内容量		類別名称(用途)	取扱い上の注意	
			主成分	保管上の注意	
	使用期間又は使用回数	製品の特徴、使用目的、レンズケアの必要性	香料を含有する場合に		
	使用方法	使用方法	あつてはその旨		
	注意表示(注意・警告・対処)	容器の指定	トイレへの投棄を禁止する旨		
使用上・安全上(対人・対物)	使用上の注意	詰替用にあつては詰替用の旨・詰替えるに当たって、衛生性確保のための注意事項			
用途に関する事	保管及び取扱い上の注意				
その他(廃棄他)	問題があつた場合の対処法				
製造番号等	消費者相談窓口				
事業者の名称、住所、電話番号	製造業者等の氏名・名称及び住所				
*品名、用途、成分、内容量の表示は枠で囲う	内容量				
*冷蔵庫用脱臭剤・消臭剤:成分、有効期間、使用上の注意を一括表示	製造番号				
	使用期限				
	*添付文書の表示項目は、内容量、製造番号、使用期限の記載の必要がない代わりに情報の発行(改訂)日識別番号・記号を記載する				

\*各事項について補足説明がある。

\*全てのパーマ剤に共通のもの、特定のパーマ剤にのみ適応されるものがある

\*各項目とも具体的内容が記載されている。



表16 製品群別収集した製品の数

製品	製品数	該当法規
<b>殺虫剤類</b>		
衛生害虫用殺虫剤(液体蚊取り)	1	薬事法
衛生害虫用殺虫剤(蚊取り線香)	1	薬事法
衛生害虫用殺虫剤(スプレータイプ)	2	薬事法
衛生害虫用殺虫剤(くん煙剤・全量噴射型エアゾールタ)	8	薬事法
衛生害虫用殺虫剤(液体タイプ)	3	薬事法
衛生害虫用殺虫剤(誘引殺虫剤・ベイト剤)	6	薬事法
衛生害虫用殺虫剤(粉末・顆粒タイプ)	2	薬事法
園芸害虫用殺虫剤(スプレータイプ)	3	農薬取締法
園芸害虫用殺虫剤(液体タイプ)	2	農薬取締法
園芸害虫用殺虫剤(粉末・顆粒タイプ)	1	農薬取締法
園芸害虫用殺虫剤(誘引殺虫剤・ベイト剤)	1	農薬取締法
除草剤	2	農薬取締法
殺鼠剤	1	農薬取締法*
肥料(スプレータイプ)	2	肥料取締法*
肥料(液体タイプ)	10	肥料取締法*
肥料(粉末・顆粒タイプ)	6	肥料取締法*
植物活力剤	10	
不快害虫用殺虫剤(スプレータイプ)	8	
不快害虫用殺虫剤(粉末・顆粒タイプ)	8	
不快害虫用殺虫剤(誘引殺虫剤・ベイト剤)	4	
不快害虫用殺虫剤(液体タイプ)	2	
不快害虫用殺虫剤(その他)	3	
誘引捕獲剤	2	
防虫剤	15	
昆虫忌避剤	2	薬事法*
動物忌避剤	1	
計	106	
<b>洗剤・洗浄剤類</b>		
洗濯用洗剤	18	品表法
台所用洗剤	10	品表法*
住宅・家具用洗剤	14	品表法*
ガラス用洗剤	1	品表法
浴室用洗剤	2	品表法
トイレ・浴室・台所用洗浄剤	6	品表法
カビとり用洗浄剤	7	品表法
排水パイプ用洗浄剤	1	品表法
排水口用洗浄剤	7	品表法*
洗濯槽用洗浄剤	5	品表法
風呂釜用洗浄剤	1	品表法
ポット用洗浄剤	5	品表法*
クレンザー	5	品表法
自動車用クリーナー	1	
メガネクリーナー	1	
ジュエリークリーナー	2	
掃除シート、化学ぞうきん	13	
その他の洗剤・洗浄剤類	5	
漂白剤	13	品表法
計	117	

品表法:家庭用品品質表示法

\*は例外があることを示す

表17 殺虫剤類の製品表示(例)

管理CD	種類	グループ	剤型	製品名	会社名	対象害虫	適合マーク	説明書必読	1 説明書 2 外箱の保管	説明書の刷色	使用上の注意		保管・取扱上の注意																								
** **	医薬品	燻蒸剤	くん煙剤	ZZ	A	衛生	自主基準規定内容	3	1	赤青	くん煙途中入室禁	吸入しない	アレルギー一既往	病人	容器に触れない・高	置き方：倒すな等	異常時受診	成分を告げる	閉切後換気	食品食器玩具工サ	ペット植物部屋退	顔を近づけない	かかったら物	かかったら人	集合住宅使用時相	消防署連絡	その他	火気	直射日光	湿気	子供の手の届かな	涼しい場所	飲食物・食器区別	缶のさび	暖房機で破裂注意	使用後	
** **	医薬品	燻蒸剤	加熱蒸散型	JJ	B	衛生	自主基準規定内容	Y	N	緑黒	くん煙途中入室禁	吸入しない	アレルギー一既往	病人	容器に触れない・高	置き方：倒すな等	異常時受診	成分を告げる	閉切後換気	食品食器玩具工サ	ペット植物部屋退	顔を近づけない	かかったら物	かかったら人	集合住宅使用時相	消防署連絡	その他	火気	直射日光	湿気	子供の手の届かな	涼しい場所	飲食物・食器区別	缶のさび	暖房機で破裂注意	使用後	
** **	医薬品	燻蒸剤	エアソール	DD	C	衛生	自主基準規定内容	Y	N	赤青2色	くん煙途中入室禁	吸入しない	アレルギー一既往	病人	容器に触れない・高	置き方：倒すな等	異常時受診	成分を告げる	閉切後換気	食品食器玩具工サ	ペット植物部屋退	顔を近づけない	かかったら物	かかったら人	集合住宅使用時相	消防署連絡	その他	火気	直射日光	湿気	子供の手の届かな	涼しい場所	飲食物・食器区別	缶のさび	暖房機で破裂注意	使用後	
** **	雑品	燻蒸剤	エアソール	YY	I	衛生	自主基準規定内容	Y	3	N	赤黒2色	くん煙途中入室禁	吸入しない	アレルギー一既往	病人	容器に触れない・高	置き方：倒すな等	異常時受診	成分を告げる	閉切後換気	食品食器玩具工サ	ペット植物部屋退	顔を近づけない	かかったら物	かかったら人	集合住宅使用時相	消防署連絡	その他	火気	直射日光	湿気	子供の手の届かな	涼しい場所	飲食物・食器区別	缶のさび	暖房機で破裂注意	使用後

Y:記載有り N:記載無し 強調表示:1:太字・大 3:赤字 4:色文字(赤除く)



表18 洗浄剤類製品表示 (例)

管理CD	分類1	分類2	形状	品表法	自主基準	会社名	品名	成分	液性	用途	使用の目安	正味量	使用上の注意						その他	表示法	備考		
													①	②	③	④	⑤	⑥				応急処置	
*	1.洗濯用洗剤	1.合成洗剤	1.粉末	+	+	A	NN	界面活性剤 LAS % その他	弱アルカリ	綿・麻	水30Lに21g	1.1kg	○	○	○	○	○	○	○	○	溶かしたものを密閉容器に保管しない	-	
**	1.洗濯用洗剤	1.合成洗剤	1.粉末	+	+	B	MM	水軟化剤 アルブチン 脂肪酸 高級アルコール系	弱アルカリ	綿・麻	水30Lに15g	1200g	○	○	○	○	○	○	○	○	シャボン玉遊びに使用しない。表示必読。商品を持参し、医師に相談	赤字(項目名、表示必読)	
	1.洗濯用洗剤	1.合成洗剤	2.液体	+	+	C	OO	分散剤 オレフィンジ	弱アルカリ	綿・麻	水30Lに20m	500mL	○	○	○	○	○	○	○	○	飲み物ではありませ ん。	赤字(項目名、飲み物…)	
** *	1.洗濯用洗剤	1.合成洗剤	2.液体	+	+	D	ZZ	アルキール硫酸	弱アルカリ	毛・麻	水30Lにたいし	400g	○	○	○	○	○	○	○	○	シャボン玉遊びやいたずらに注意	-	応急処置の 項目無し

品表法: 家庭用品品質表示法、+: 適応製品

自主基準: + 該当自主基準有り

- ① 用途外に使用しない
- ② 子供の手の届く所に置かない
- ③ 使用後は手をよく水で洗い、クリームなどのお手入れを
- ④ 荒れ性の方や長時間使う場合、また洗剤をブラシにつけて洗う時は炊事用の手袋を使う
- ⑤ 目に入った場合: 応急処置、医師に相談する旨
- ⑥ 飲み込んだ場合: 応急処置、医師に相談する旨

厚生労働科学研究費補助金（食品・化学物質安全総合研究事業）  
分担研究報告書

洗剤・洗浄剤に起因する誤使用・被害事故に関する詳細調査

分担研究者	今田優子	（財）日本中毒情報センター	主任
協力研究者	荒木浩之	（財）日本中毒情報センター	主任
	波多野弥生	（財）日本中毒情報センター	係長
	平野順子	（財）日本中毒情報センター	職員
	遠藤容子	（財）日本中毒情報センター	施設次長
	吉岡敏治	大阪府立病院救急診療科	部長

研究要旨

日本中毒情報センターに問い合わせのあった家庭用の洗剤・洗浄剤に起因する事例を対象に、発生状況や有症率に関する retrospective 調査を行った。また、誤使用による事例が多かった製品について、試買等により商品の収集を行い、製品表示内容を法令や業界団体等の自主基準などと照合し、製品表示内容の現状を把握した。

平成 13 年に日本中毒情報センターに問い合わせのあった 洗剤・洗浄剤類に起因する事故 3,041 件の中では、カビとり用洗浄剤・ポット用洗浄剤・漂白剤による事例で有症率が高く、誤使用の発生頻度が高いことがわかった。製品ごとにみると、カビとり用洗浄剤では、薬剤混合により発生したガスや換気不良による吸入事例が多いのが特徴であり、ポット用洗浄剤では、ポットが洗浄中であることを知らずに洗浄剤の入ったお湯を誤飲する事故が大半を占めていた。製品表示内容に関しては、カビとり用洗浄剤は「家庭用品品質表示法」の対象製品であり、製造業者間で自主基準が定められているため、商品間での製品表示内容が統一されていた。一方、ポット用洗浄剤は、「家庭用品品質表示法」の明確な対象ではなく、自主基準も存在しないため、製品表示内容にばらつきのあることがわかった。また、カビとり用洗浄剤について事故発生状況と表示内容の関連を検討したところ、事故件数 131 件の 8 割以上にあたる 109 件が、商品表示に事故防止に関する注意事項が記載されているにもかかわらず、発生したことが判明した。

次年度は、以上の結果をもとに、実際の事故発生状況をさらに詳細に分析し、消費者の製品表示に対する理解度や使用時に健康被害の発生が予測できていたかどうかを把握することを目的として、prospective 調査を行う予定である。

## A. 研究目的

近年、店頭では多種多様な家庭用の洗剤・洗淨剤が販売され、その剤型や用途、使用方法は多岐にわたる。このような環境下において、消費者は商品の使用方法やその危険性を充分理解しないままに使用し、健康被害が発生するケースは少なくない。

本研究では、日本中毒情報センターに問い合わせがある誤使用・被害事故について、発生状況の詳細、製品表示と事故の関連を明らかにし、製品表示で事故発生状況が予想できるかを分析することを目的とする。

## B. 研究対象と方法

### 1. 日本中毒情報センターに問い合わせのあった事例の retrospective study

平成 13 年に日本中毒情報センターに問い合わせのあった家庭用品に起因する動物を含めた中毒事例 27,280 件のうち、家庭用の洗剤・洗淨剤類（漂白剤類を含む）に起因する 3,041 件を対象に調査を行った。まず、本研究課題の分担研究の一つである「家庭用化学製品による誤使用・被害事故の実態調査（分担研究者 波多野弥生）」（以後、「JPIC で受信した事故の実態調査」という）の研究結果を受け、21 種類に分類された洗剤・洗淨剤で日本中毒情報センターへの受信時の有症率から、どのような製品で有症率が高いのかを調査した。また、「JPIC で受信した事故の実態調査」の表 2 で示された中毒事故発生状況の大分類に従い、製品間での差異を比較した。

これらの調査から、有症率が高く誤使用による中毒事故の発生頻度が高かった製品について、事故の発生状況をより詳細な分析を行った。

### 2. 製品表示内容の調査

1. の調査結果から抽出した製品について、試買等により商品の収集を行ない、そのパッケージ表示内容について、本研究課題の分担研究の一つである「誤使用による被害事故発

生商品の製品表示、記載内容の分析と各種関係法律、自主基準等の調査（分担研究者 真殿かおり）」の調査で収集された法令や業界団体等の自主基準などと照合し、製品表示内容の現状を調査した。

## C. 研究結果

### 1. 日本中毒情報センターに問い合わせのあった事例の retrospective study

研究対象の事例の製品と曝露してから問い合わせまでの症状の有無との関係を有症率の高い順に表 1 に示す。また表 2 に、「JPIC で受信した事故の実態調査」の表 1、2 に従い、中毒事故の発生状況を各製品ごとに誤使用の占める割合の高い順に示す。

表 1 から、さびとり剤、カビとり用洗淨剤、排水パイプ用洗淨剤の順で有症率が高いことがわかる。今回の調査は、摂取量を考慮していないため、有症率が高いことと製品の毒性は必ずしも比例するものではない。

表 2 より、家庭用の洗剤・洗淨剤に起因する事故の約 6 割が乳幼児等による認識判断・困難によるものであることがわかる。今回の研究の対象とする誤使用（用法誤り・用途誤り・誤認）による中毒事故は約 3 割を占め、特にその占める割合が多かった製品は、カビとり用洗淨剤・ポット用洗淨剤・漂白剤による事例であった。表 3、4、5 にこの 3 製品を「JPIC で受信した事故の実態調査」の表 2 の小分類に従って、患者の年齢層別に分類したものを示す。誤使用に分類された“用法誤り・用途誤り・誤認”については、網掛けを行っている。

表 3 から、カビとり用洗淨剤（塩素系）に起因する中毒事故 131 件の約半数にあたる 62 件が、6 歳未満の乳幼児による誤飲事故であることがわかる。患者の年齢層も当然のことながら、乳幼児による事故が過半数を超える。誤使用による中毒事故は、用法誤りの 46 件と用途誤りの 1 件で、合わせて 35% を占め、

用法誤りの中では薬剤混合によって発生したガスによる事故が14件、換気不良による事故が9件と多かった。表には示さなかったが、吸入事故が3割以上と多いのは、この製品の特徴である。

表4から、ポット用洗剤に起因する事故118件の約8割にあたる92件が、誤使用による中毒事故であることがわかる。そのうち、用法誤りの“薬剤使用を周知せず”による中毒事故が81件と圧倒的に多く、つづいて同じく用法誤りの“すすぎ不十分”の11件であった。“薬剤使用を周知せず”には、製品使用者（洗剤を行った人）以外の家人や周囲の人が、ポットが洗剤中であることを知らずに、洗剤中のお湯飲んでしまう事故と、使用者本人が洗剤中であることを忘れてしまい洗剤中のお湯を自ら飲むもしくは第三者に飲ませてしまう事故があった。患者の年齢層では、20～64歳の成人層が3割を占め、他の家庭用品に比較し、多いのが特徴といえる。経路では、そのほとんど（97%以上）が経口によるものであった。

表5からは、漂白剤（塩素系）に起因する中毒事故は705件、その約6割が誤使用によるものであり、誤使用の中でも漂白剤で食器をつけ置き洗いしている際に起こる中毒事故の件数が347件と多いことがわかった。次に漂白剤（酸素系）に起因する中毒事故は156件で、その約6割が乳幼児による中毒事故で、同じ漂白剤であっても、配合成分の違い（塩素系・酸素系）により中毒事故の発生状況に大きな差がみとめられた。年齢でも、漂白剤（塩素系）に起因する事故での、成人層の占める割合が3割と他の家庭用品に事故と比較し多く、漂白剤（酸素系）に起因する中毒事故では、9割が乳幼児の事故であった。年齢層でも、配合成分での差がみられた。経路的には、塩素系・酸素系ともに約9割が経口によるもので、配合成分での差は認められなかった。

## 2. 製品表示内容の調査

1の結果をうけ、カビとり用洗剤のうち問い合わせの多かった上位4商品、ポット用洗剤のうち問い合わせの多かった上位3商品について、商品を収集し、パッケージ表示内容を法令・自主基準と照合した。さらに1で明らかとなった事故発生状況と製品表示内容との関連について比較検討を行った。

### 1) カビとり用洗剤

照合した法令は「家庭用品品質表示法」であり、自主基準としては家庭用洗剤・漂白剤等安全対策協議会で定められた「統一表示」および家庭用カビ取り・防カビ剤等協議会による「家庭用カビ取り剤の自主基準」がある。なお、カビとり用洗剤には、法令や自主基準とは別に「家庭用カビ取り・防カビ剤安全確保マニュアル作成の手引き」<sup>1)</sup>がある。これは厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室が家庭用カビ取り・防カビ剤協議会などの協力を得て作成した、当該製品の製品設計、使用、廃棄に至るまでの総合リスク管理の手順を定めた手引きである。

カビとり用洗剤4商品の表示内容の一覧を表6に示す。4商品とも液剤で、ハンドスプレータイプのボトルに充填されており、配合成分は、次亜塩素酸と水酸化ナトリウムを含有している。表6から、「家庭用品品質表示法」の対象製品であり、自主基準もあるカビとり用洗剤のパッケージ表示内容は、商品間での統一がとれていることがわかる。“ウルトラパワーズカビとり”のみが塩素補足剤を含有するために、他の3商品と記載内容に違いはあるが、遵守した製品表示になっている。4商品とも製品表示が酷似していたので、代表として1商品（カビキラー）のパッケージを資料1に示す。

表8に、カビとり用洗剤（塩素系）事故原因と製品表示内容の関連を示す。この表から、カビとり用洗剤（塩素系）では、事故発生状況は多岐にわたっているが、ほとんど